

## くすのき広域連合における財務書類について

### 1 地方公会計制度の概要

地方公共団体の会計制度は、単式簿記による現金主義会計を採用しております。しかし、単式簿記による現金主義会計では把握できない情報（ストック情報（資産・負債）や見えにくいコスト情報（減価償却費等））があり、総務省において、地方公共団体の厳しい財政状況の中で、財政の透明性を高め、財政の効率化・適正化を図るため、その補完として、民間企業が採用している複式簿記による発生主義会計の導入を以前より検討されてきました。そして、平成 27 年 1 月に総務省から統一的な基準による地方公会計マニュアルが公表され、すべての地方公共団体、一部事務組合及び広域連合へこの統一的な基準での財務書類を平成 30 年 3 月までに作成するよう要請されました。

### 2 くすのき広域連合における財務書類作成について

総務省からの通知を受け、くすのき広域連合においても、平成 28 年度決算分から統一的な基準での財務書類の作成を行っており、平成 29 年度決算分においても、統一的な基準での財務書類作成を行いました。

平成 29 年度決算分については、平成 30 年 3 月 31 日が基準日となりますが、地方公共団体に設けられている出納整理期間（平成 29 年度の場合：平成 30 年 4 月 1 日から 5 月 31 日までの間）の収支についても、基準日までに終了したものとみなしています。

### 3 財務書類について

	説明
貸借対照表	基準日時点における財政状況（資産・負債・純資産の残高及び内訳）を示しています。
行政コスト計算書	一会計期間中の費用・収益の取引高を示しています。
純資産変動計算書	一会計期間中の純資産の変動を示しています。
資金収支計算書	一会計期間中の資金の増減を 3 つの区分で示しています。